

◎研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案新旧対照条文
 ○独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）（抄）（附則第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十三条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>三十二 独立行政法人気象研究所</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第

号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十九条の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中第三十三号を第三十九号とし、第十七号から第三十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の六号を加える。</p> <p>十七 独立行政法人国立がん研究センター</p> <p>十八 独立行政法人国立循環器病研究センター</p> <p>十九 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>二十 独立行政法人国立国際医療研究センター</p> <p>二十一 独立行政法人国立成育医療研究センター</p> <p>二十二 独立行政法人国立長寿医療研究センター</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>